

基本的政策

V 自然と都市機能が調和した まちをつくる

【自然・生活環境】

基本的施策 1 自然環境の保全

現状と課題

昨今、単に都市化や利便性を有することより、豊かな自然と調和したまちのあり方や暮らしに価値が見出され、機能性と自然のバランスの良いまちづくりが求められています。

本町は、平成 25 年に「世界農業遺産」として認定された国東半島宇佐地域「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」の地域に含まれています。山・海・河川という自然環境だけでなく、これまでの生活の中で築いた棚田やため池といった田園・里山風景も後世に引き継いでいかなければならない貴重な財産です。

しかしながら、現在、再生可能エネルギーの需要の高まりから、山林や田畑を転用・開発し、発電事業の用に供すケースが増加しています。

また、これまで山林・農地の管理をしていた地域コミュニティの減退や就農者の高齢化、従事者の減少による保全活動の担い手不足から、それらの土地が管理不全に陥り、荒廃化する箇所も見られるようになってきており、今後の自然環境の減少、原風景の悪化が危惧されています。

こういった自然環境を保全するためには、行政・地域・各種関係団体が連携し、一体となって美化・保全活動を進めるとともに、無秩序な開発の抑止を図る必要があります。

基本方針

自然環境の保全または美化活動を促進するため、当該活動を行う団体などに対しての支援制度の創設を検討します。また、アダプト・システム^(※)の導入など環境・景観保全のための新しい施策の展開についても検討します。

法令などによる行政手続などを遵守させるとともに適切な指導・助言を行うなど、適正な転用・開発を誘導し、過度の自然減少の防止を図ります。

世界農業遺産に関する活動への積極的な参加、環境保全に関する情報発信の充実など本町の自然環境の素晴らしさを広く伝えることにより、環境保全意識の高揚を図ります。

(※) アダプト・システム

アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、住民が道路などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化）ことから命名され、住民と自治体が協定を結び、継続的に美化活動を進める制度のことをいい、この項では、いわゆる「森林や河川などの里親制度」による保全（管理・美化）活動を指しています。

目 標 指 標

項 目	現 状	中間目標	最終目標
アダプト・システムの構築と実施	速やかに制度を講じ実施する。		

施策の内容<主な取組>

(1) 自然環境保全活動の推進

自然環境保全のための新しい施策を講じるとともに、地域コミュニティによる活動など自然環境保全への取組に対しての支援を充実させることにより、自然環境保全活動を推進します。

<主な取組>

- ①自然環境保全のための新しい施策の創出と実施
- ②地域コミュニティ活動への支援

(2) 自然と調和した開発への誘導

自然環境の減少や景観阻害の要因となる無秩序な開発を抑止するため、開発事業者に対し、法令などの順守を徹底するよう助言するとともに、未利用地・残地の用途変更の抑制や緑地などの保存を要請し、自然との調和を目指した適正な開発への誘導を図ります。

<主な取組>

- ①適切な開発へ誘導するための指導及び助言
- ②開発事業者に対する自然環境保全・保存、緑化の要請

(3) 自然環境保全意識の高揚

自然環境・景観保全に関する情報発信の充実、町民参加型の保全活動の実施などにより、自然環境・景観保全意識の更なる高揚を図ります。

<主な取組>

- ①自然環境保全意識に関する情報発信の充実

基本的施策2 地球温暖化対策の推進

現状と課題

近年、温室効果ガスの大気中の濃度の増加が地球温暖化やオゾン層破壊の原因になっていることは周知されており、排出量を抑える対策は徐々に浸透しつつありますが、いまだ温室効果ガスは増えつづけており、さらなる対策が必要とされています。地球環境を守っていくため、町民、事業者、行政が意識を高め、環境に対する負荷の少ない行動を実践していかなければなりません。

日常生活から排出されるごみの適正な処理は、地球温暖化対策、環境衛生の推進を図るうえで最も重要な課題の一つです。ごみの3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に取り組む町民や事業者が増えきていますが、ごみの排出量は横ばい状態となっており、さらなる3R活動の促進のため、啓発活動を行っていく必要があります。

温室効果ガスの排出を抑制し、自然と共生した社会の実現のためには、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの取組が必須となります。近年、公共施設などへの導入やクールビズ、グリーンカーテンなどを行っていますが、これからも更なる推進が必要です。

□ 藤ヶ谷清掃センター搬入実績の推移（日出町分）（単位：t）

年度 / 区分	可燃ごみ			不燃ごみ			粗大ごみ			合計
	収集量	直接搬入量	計	収集量	直接搬入量	計	収集量	直接搬入量	計	
H22	4,744	1,329	6,073	458	40	498	43	43	86	6,657
H23	4,826	1,381	6,208	487	31	518	52	50	101	6,827
H24	4,810	1,377	6,187	463	31	494	57	58	115	6,797
H25	4,793	1,275	6,068	443	29	472	57	55	112	6,652
H26	4,822	1,511	6,333	378	27	406	57	136	194	6,932
H27	4,773	1,511	6,284	366	58	424	70	153	223	6,931

※小数点以下四捨五入のため合計が合わない場合があります。

（「藤ヶ谷清掃センター実績報告」）

基本方針

再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの取組を充実させるとともに、地球温暖化対策の情報発信・啓発活動や地域の活動の支援により町全体が一体となった地球温暖化防止活動を推進します。

ごみの3R活動を促進し、廃棄物を最小限に抑えた循環型社会の形成を目指すとともに、別杵速見地域広域市町村圏事務組合における廃棄物の適正処理を構成市と連携して実施します。また、廃棄物処理に関わる事業者に対し、適正な処理の啓発を行います。

基本的政策 V 自然と都市機能が調和したまちをつくる【自然・生活環境】

目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
ごみ排出量（t）	6,931 (H27)	6,500 (H32)	6,200 (H37)
リサイクル率 ^(※) （%）	10.4 (H27)	14.0 (H32)	18.0 (H37)

施策の内容<主な取組>

（１）地球温暖化防止活動の推進

町民・地域や事業所における地球温暖化対策の普及・意識高揚を図るとともに、公共施設への再生可能エネルギーの活用、施設の導入や庁舎内外における省エネルギーの取組を推進します。

<主な取組>

- ①地球温暖化対策の啓発・普及活動の推進
- ②公共施設への再生可能エネルギーの活用や施設の導入
- ③省エネルギー取組の推進

（２）廃棄物減量化の推進

各家庭や事業所への啓発活動により、ごみの3R活動を促進します。また、ごみの減量化に資する活動や機器購入について、その促進及び支援の充実を図ります。

<主な取組>

- ①資源ごみ集団回収の推進
- ②生ごみ処理機器の購入補助
- ③分別収集計画の策定

（３）廃棄物適正処理の推進

別杵速見地域広域市町村圏事務組合構成市と連携し、今後も引き続き適正な廃棄物処理を推進するとともに、廃棄物処理に関わる事業者に対して適正な処理の啓発を行います。

<主な取組>

- ①組合構成市との連携
- ②事業者への適正処理の啓発

(※) リサイクル率

1年間のごみの排出総量に対し、リサイクルした量の割合のこと。

基本的施策3 良好な生活環境の保全

現状と課題

町の健全な発展を図るには、生活環境への十分な配慮が必要です。健康的で快適な生活を営み次の世代を育てて行くために、清潔で住みやすい生活環境を整備し受け継いで行く必要があります。

町内の全ての場所でごみの散乱を防止するために、環境美化運動・啓発活動やパトロールを実施していますが、いまだ、空き缶やペットボトルをはじめ家電品などの不法投棄が後を絶たない状態であり、啓発活動及びパトロールを強化はもとより、抜本的な対策が必要になっています。

ハエ・蚊などの不衛生な害虫の対策として、殺虫剤の配布や消毒機の貸出などを行っており、地域では、年中行事の一環として恒例化しているところもあります。また、近年増加している民家などでのハチの巣の除去についても、新たな取組を始めたところです。

飼い犬などについて、狂犬病の巡回予防接種をはじめ、飼い方の啓発活動を行っていますが、ペットや野犬などに起因するトラブルは無くなってはいないため、今後もこれらの対策が必要です。

その他、生活環境に関わる問題は、「空き地」や「耕作放棄地」など空閑地の増加、適正な「し尿処理」、「墓地」の適正管理、「放置自転車」など多様であるため、それぞれ案件毎に施策を講じる必要があります。

また、公害については、その発生源や公害物質が多様化してきており、産業活動に対する監視・指導体制の強化が必要であるとともに、生活様式の変化や都市化による騒音・悪臭・煙などの生活型公害によるトラブルが増加している現状への効果的な対応が望まれています。

基本方針

町民が清潔で快適な生活が営めるよう、環境の浄化と美化を推進するとともに、快適な環境の保全に努めます。

ごみ収集における取り残しや散乱などを防止するため、ゴミ収集日の周知やごみステーションの普及促進を図るとともに、監視・通報体制の強化や捨てない意識を育てる啓発活動を実施することにより不法投棄をなくし、美しいまちづくりを推進します。

地域におけるハエ・蚊などの不衛生な害虫や身体的な危険をおびやかすハチの巣の駆除、また、空き地、ペット・野犬、放置自転車、し尿処理、墓地といった生活環境を阻害する恐れのある問題については、効果的な対応を行い、衛生的かつ安全な生活環境の確保を推進します。

また、産業公害による大気・水・土の汚染、騒音や悪臭などの生活公害をなくすために、調査・監視、指導体制を関係機関と連携し強化します。

目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
ごみステーション設置補助件数 (件)	9 (H27)	12 (H32)	12 (H37)
日出町自転車の放置の防止に関する条例に基づく自転車の撤去	—(※) (H27)	利用者へのマナーアップの呼びかけなどにより、放置自転車ゼロを目指す。	

(※) 条例の施行が平成 28 年 3 月 1 日のため

施策の内容<主な取組>

(1) 環境美化活動の推進

地域での清掃活動を支援し、環境美化活動を促進します。また、ポイ捨てや不法投棄をなくすため、地域住民の協力を得てパトロール体制を強化するとともに、ごみステーションの設置支援など、ごみ出しマナーの徹底を図り、環境美化を促進します。

<主な取組>

- ①地域清掃活動の支援 ②ポイ捨て・不法投棄対策の推進
③ごみステーションの設置補助

(2) 衛生的で安全な生活環境の確保

ハエ・蚊・ハチの巢など害虫駆除の支援、管理されていない空き地の管理者への適切な指導、犬の飼い方のマナーアップ啓発、飼い犬の登録、狂犬病の予防接種、放置自転車の撤去など衛生的で安全な生活環境を阻害する要因の対策に取り組みます。また、浄化槽の適切な維持管理の啓発を行うとともに、広域による効率的で適正なし尿処理を推進します。墓地については、周辺環境との調和が取れ、かつ、需要に見合った墓地の整備を指導し、無秩序な拡大を防ぎます。

<主な取組>

- ①害虫駆除の支援・助成 ②空き地対策の推進
③飼い犬などの適正管理の促進 ④放置自転車対策の推進
⑤し尿の適正処理の推進 ⑥適正な墓地計画の推進

(3) 公害の防止

工場や事業所における製造・処理・処分などの過程において、適正かつ適切な運転・維持管理がなされ、公害物質が漏れ出ることなく、騒音・振動などの物理的な障害が発生しないように、企業及び関係機関と協力して監視・指導体制を強化します。騒音や悪臭、煙など日常生活に起因する公害について、地域住民の相互の協力で解決できるように、生活型公害の認識を深める啓発活動と適切な指導を行います。

<主な取組>

- ①産業活動に伴う公害対策の推進
②生活型公害対策の推進

基本的施策 4 上水道の整備

現状と課題

町民の安全で快適な生活環境を確保するため、上水道の計画的な整備は重要な課題です。本町的生活用水の多くは、湧水及び地下水を水資源とする上水道事業及び簡易水道事業によって供給されています。平成 29 年度には簡易水道事業を上水道事業に統合する予定です。

また、町内では給水区域内への人口が集中する傾向があるため、今後も水需要は増加することが予想され、長期的に安定した水源・水量の確保が必要であり、計画的な施設・設備の整備・拡充及び老朽化・耐震化対策を講じるとともに、長期的な給水計画を策定することが今後の課題です。

町民の「安全・安心でおいしい水」へのニーズに応えるために、水源の保護及び確保・地下水などの適正利用など、水質管理対策も含めた総合的な上水道計画が必要となっています。あわせて、節水機器の普及などにより、近年の一般家庭における水使用量は減少傾向であり、健全な水道事業会計を継続的に行うためには、有収率の向上、業務の効率化や計画的な基盤整備が必要となります。

□ 給水人口・給水量実績の推移（上水道）

区分/年度	H23	H24	H25	H26	H27
行政区域内人口（人）	28,790	28,806	28,596	28,576	28,507
給水人口（人）	25,256	25,287	25,122	25,132	25,135
給水戸数（戸）	9,703	9,817	9,879	9,986	10,084
配水量（千 m^3 ）	3,536	3,601	3,579	3,667	3,534
有収水量（千 m^3 ）	2,928	2,924	2,865	2,789	2,805
有収率（％）	82.8	81.2	80.1	76.1	79.4

（各年 3 月 31 日現在「日出町上下水道課調」）

□ 水道事業会計決算状況（単位：千円）

区分/年度		H23	H24	H25	H26	H27
収益的 収支 決算額	収入	394,236	394,272	384,513	417,362	417,297
	支出	328,648	352,406	356,546	354,662	342,974
	差額	65,588	41,866	27,967	62,700	74,323
当期純利益		62,374	39,280	24,014	59,279	66,724
資本的 収支 決算額	収入	881	463	2,226	1,516	49,087
	支出	145,633	139,257	167,684	130,978	185,823
	不足額	144,752	138,794	165,458	129,462	136,736

（「日出町水道事業会計決算書」）

（※）有収率

有収水量（料金の対象となった水量）÷配水量（配水された実績水量）

基本方針

安全・安心でおいしく飲める水道水を供給する体制、いつでも・どこでも安定的な水道水の確保ができる体制の整備を進めるとともに、限りある水資源を大切に、有効的に水道水として供給するための漏水調査や施設整備に努めます。

上水道事業と簡易水道事業（南端・豊岡）との統合に向けた取組を推進するとともに、統合後も引き続き、健全な水道事業経営に努めます。

目標指標

項目	現状	中間目標	最終目標
上水道有収率（％）	79.4 (H27)	85.0 (H32)	87.0 (H37)

施策の内容＜主な取組＞

（１）水の安定供給

安全・安心な水の安定供給を行うため、水源調査を総合的に実施し、各施設の老朽化、耐震化対策を進めていきます。

＜主な取組＞

- ①長期的な給水計画の策定
- ②各施設の老朽化、耐震化対策

（２）水質の保全

地域・環境に合った水質検査計画を策定し、水資源を将来にわたって安定的に確保するため、水源保護区域の管理と地下水の適正な利用を図ります。

＜主な取組＞

- ①水質管理の充実
- ②水道水源の保護

（３）水の有効利用

各種団体、事業所、学校などに対して、水資源の有効利用について積極的にPR活動を進めます。また、漏水調査を計画的に実施し、漏水防止対策の強化と有収率の向上を図ります。

＜主な取組＞

- ①節水思想の普及
- ②漏水の防止

（４）健全な企業経営

業務の効率化やコストの削減を行うとともに、計画的な水道施設の更新を行い、健全な企業経営の維持を図ります。

＜主な取組＞

- ①経営の健全性・効率性
- ②経営指標の分析

基本的施策5 下水道の整備・生活排水対策の推進

現状と課題

町民の快適な生活環境を確保し、河川や海域など公共水域の水質汚濁を防止するため、本町では公共下水道の整備を平成42年度までに774haの区域を整備するように計画していますが、供用開始から約30年が経過し、老朽化した下水道処理施設については、改築及び増築工事の必要があるため、公共下水道の全面供用までには、少なからぬ時間と多額の財源が必要となってきます。

大神漁港周辺地区において漁業集落排水事業を平成6年に、原山地区において農業集落排水事業を平成9年に供用開始しましたが、処理人口は停滞または減少しており、新築家庭をはじめ接続の促進が求められています。

これらの事業財政はひっ迫しており、常に事業の見直しを行い、水洗化率向上に向けた啓発活動を展開するとともに、それぞれの事業区域外における小型合併処理浄化槽設置促進とあわせ、今後、生活排水を包括する総合的な取組が必要となります。

□ 日出町の下水道の概要の推移

		公共下水道	漁業集落排水	農業集落排水
事業開始年月日		S52.3.8	S63.4.1	H4.4.1
供用開始年月日		S61.4.1	H6.3.31	H9.3.31
全体計画面積 (ha)		774	12	25
全体計画人口 (人)		21,600	1,000	1,110
事業許可面積 (ha)		709	12	25
処理区域	面積 (ha)	466.6	12	25
	人口 (人)	15,673	822	978
	普及率 (%)	54.98	2.88	3.43
設置済	人口 (人)	12,417	722	755
	世帯数 (世帯)	5,095	294	303
	普及率 (%)	79.23	87.83	77.20

(平成28年3月31日現在「日出町上下水道課調」)

□ 水洗化率の推移 (単位: %、人)

事業	H23	H24	H25	H26	H27
公共下水道	75.5	76.1	77.0	78.4	79.2
漁業集落排水	85.7	86.7	87.6	87.7	87.8
農業集落排水	74.0	73.7	74.6	76.8	77.2

(各年3月31日現在「日出町上下水道課調」)

(※) 水洗化率

下水道が利用できる人のうち、実際に下水道を使っている人の割合のこと。

基本方針

公共下水道の整備区域拡大及び各生活排水施設の適正な維持管理を推進するとともに、公共下水道、漁業集落排水、農業集落排水、小型合併処理浄化槽の接続率または設置率の向上に努めます。

また、地方公営企業法適用による企業会計への移行に取り組み、経営状態の「見える化」と企業経営の健全化を図ります。

目標指標

項目	現状	中間目標	最終目標
水洗化率（％） （合併処理浄化槽設置者を含む。）	65.7 （H27）	69.9 （H32）	75.0 （H37）
水洗化人口（人） （合併処理浄化槽設置者を含む。）	18,744 （H27）	19,869 （H32）	21,058 （H37）

施策の内容＜主な取組＞

（１）公共下水道の整備

下水道未整備区域の整備と整備区域内の接続率の向上に努めます。また、老朽した施設の計画的な増改築及び地震・災害を踏まえた耐震化対策に努めます。

＜主な取組＞	①下水道事業の推進 ②早期接続の促進 ③浄化センターの増改築
--------	-----------------------------------

（２）集落排水への接続促進

地域性があり生活に密接した漁業集落排水及び農業集落排水施設の維持管理に努めるとともに、新築物件への接続促進に努めます。

＜主な取組＞	①早期接続の促進
--------	----------

（３）特別会計の健全化

現在の特別会計では不透明だった一般会計繰入金を明瞭化し、経営状況を踏まえた料金の適正化に努めます。

＜主な取組＞	①企業会計の導入
--------	----------

（４）小型合併処理浄化槽の普及

下水道及び集落排水区域外における生活排水対策を進めるため、小型合併処理浄化槽設置の促進に努めます。

＜主な取組＞	①浄化槽への転換促進 ②補助制度の推進
--------	---------------------

基本的施策6 計画的な土地利用の推進

現状と課題

本町の用途地域とその周辺部においては、住宅を中心とした開発が頻繁に行われており、将来的には無秩序な市街化によるスプロール^(※)の形成につながるものが懸念されるため、適切な開発を誘導し、無秩序な市街化を抑制する必要があります。

本町の豊かな自然環境と風土は、生活面や観光面など、本町の活力・魅力の源となっており、自然環境の保全は、居留意向や観光来訪の動機につながるものと考えられ、貴重な生産基盤であり多面的な要素を有している農地とともに、その保全及び無秩序な市街化の抑止を図る必要があります。

暁谷駅周辺整備も完了し、本町の中心部としてふさわしい賑わいの空間が形成されましたが、周辺部を含めた更なる空間形成が求められています。また、用途地域における用途の混在化の防止や、市街化の進展や土地利用の変化に応じた用途地域の見直しを行っていく必要があります。

土地利用の根幹となる地籍調査は、その成果が各種公共事業の効率化、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化などいろいろな分野で利活用されるため、計画的な推進と早期完了及び調査成果の早急な反映が求められています。

□ 日出町の用途地域

用途地域	面積	用途地域	面積
第1種低層住居専用地域	53ha	近隣商業地域	61ha
第2種低層住居専用地域	25ha	商業地域	26ha
第1種中高層住居専用地域	271ha	工業地域	10ha
第2種中高層住居専用地域	7ha	準工業地域	9ha
第1種住居地域	108ha		

基本方針

恵まれた自然環境を保全するとともに、良好な景観や住環境を守るため、適正な土地利用の推進を図るため、必要に応じた規制や要件などを講じるとともに、開発事業者への適切な指導・助言による適正な開発への誘導に努めます。

中心市街地への機能集積を推進し、生活の総合拠点とする整備や開発の誘導を図りながら、各地域における地域生活拠点の在り方を講じたうえで適正な方針を定め、必要な整備、民間開発の誘導促進を図ります。

また、地籍調査を計画的に進め、早期完了を目指します。

(※) スプロール

都市の急激な発展で、市街地が無計画に郊外に広がっていく現象のこと。スプロール化（現象）は、社会資本の非効率化や、都市中心部の空洞化などを招くといわれています。

基本的政策 V 自然と都市機能が調和したまちをつくる【自然・生活環境】

目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
都市計画マスタープランの見直し	—	改訂済み（H32）	
地籍調査（現地調査）完了率（％）	63.7 （H27）	68.1 （H32）	72.1 （H37）

施策の内容＜主な取組＞

（１）適正な規制と開発の誘導

自然環境・優良農地の保全・活用などを図るため、地域の実情を踏まえた適正な土地利用を推進します。また、無秩序な開発を抑制するため、開発事業者に対する適正な開発の要請に努めます。

＜主な取組＞	①ゾーン別土地利用構想の設定 ②適切な開発指導の徹底
--------	----------------------------

（２）中心市街地への機能集積の規制・誘導

町全体の生活利便を支える拠点として、町中心部への生活利便施設及び交流施設などの立地を誘導し、拠点性の向上に取り組みます。

＜主な取組＞	①都市計画マスタープラン及び用途地域の見直し ②民間企業・施設の立地促進
--------	---

（３）にぎわいをつくる地域拠点の整備

地域における過疎化の進行や、生活利便施設の閉鎖・撤退による生活利便性の低下を緩和するための施策を講じるとともに、地域の実情や土地空間の余白を勘案した取組を推進します。

＜主な取組＞	①民間開発の誘導による生活利便施設の立地 ②空き家・空き地・耕作放棄地対策の推進 ③小規模集落対策の推進
--------	--

（４）地籍調査の推進

土地政策の根幹となる地籍調査を計画的かつ迅速に実施し、早期の調査完了及び調査成果の反映に努めます。

＜主な取組＞	①大字平道（平成 28～29 年度） ②大字豊岡（平成 30 年度～）
--------	--

基本的施策7 快適な住環境・景観づくりの推進

現状と課題

6団地287戸ある町営住宅については、老朽化が進み、更新時期を迎えたものもありますが、現在の町の財政状況などを勘案すると、全てを建替により対応することは困難であり、長寿命化などとあわせ、総合的な対策が必要となっています。

民間住宅においては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年度に全面施行され、その対応に迫られています。

本町では、都市公園が全16箇所あり、その他の公園と合わせ、町民1人あたりの公園面積は18.86㎡(平成27年度末時点)と、1人当たりの公園面積の水準は高い方ですが、公園規模や整備状況については、町民ニーズに完全に合致しているとは言えない状況にあるため、整備中の豊岡公園をはじめ、更なる公共空間の確保と、公園・緑地が地域生活に根差し利用される公共施設となるための、より一層の民・官の協働による取組が必要となります。

本町の有する自然環境は満足度・需要度ともに高く、その自然環境が生み出す景観とその自然や人々の営みに育まれた棚田やため池などの原風景は、大切に守り、将来に引き継がなければならない貴重な財産です。また、町の中心部や幹線道路沿線では、屋外広告物などの設置が増加し、その一部はまちなみ・景観を阻害する要因となっているため、行政としての景観保全に対する対応が求められています。

□ 公営住宅における耐用年数の経過状況

平成27年度末 で耐用年数を 経過した団地	市ノ原住宅	2戸	10年後までに 耐用年数を 経過する団地	青津山住宅	25戸
	青津山住宅	78戸		藤原住宅	53戸

□ 町内の空き家状況(単位:戸)

総数	302	当該空き家の状態など
評価A	171	目立った損傷などはなく、利活用が可能なもの
評価B	74	腐朽・破損の一部修繕により、利活用が可能なもの
評価C	34	腐朽・破損が著しく、倒壊のおそれがあるもの
評価D	23	「評価C」で倒壊の場合、隣接建物などに影響があるもの

(以上、「日出町都市建設課調」)

基本方針

町営住宅の効率的かつ円滑な更新を実現するため、町営住宅ストックの長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図るとともに、空家対策法に基づく施策により空き家を把握し、また、住宅の適切な管理と空き家の利活用を促進します。

都市公園の整備により快適な公共空間を確保するとともに、災害時における一時避難地としての総合公園など、地域の特色を活かした緑地・公園の整備を推進します。また、公園・緑地の効果的な管理を図るため、町民と行政が一体となった維持・管理体制

基本的政策 V 自然と都市機能が調和したまちをつくる【自然・生活環境】

制の確立に努め、町民参加による憩いの場づくりを推進します。

また、自然やまちなかの景観保全を総合的に推進するため、景観行政団体^(※)への移行を検討します。

目 標 指 標

項 目	現 状	中間目標	最終目標
公営住宅の建替（％）	－ ^(※) （H27）	10.0（H32）	70.0（H37）
空き家の減少率（％）	－ ^(※) （H27）	10.0（H32）	20.0（H37）
豊岡公園の整備率（％）	－ ^(※) （H27）	60.0（H32）	70.0（H37）
公園面積（㎡／1人）	18.9（H27）	19.1（H32）	22.0（H37）
景観行政団体への移行	速やかに検討を始める。		

（※）平成 27 年度を基準とする。

施策の内容＜主な取組＞

（１）公営住宅の整備

町営住宅の計画的な維持・管理を行うとともに、耐用年数を経過した住宅は、建替、長寿命化、入居者募集の停止や取り壊しなど、状況に応じた対応に努めます。

＜主な取組＞ ①外壁改修事業の充実 ②建替の検討 ③設備の改修

（２）公園・緑地の整備

計画的な都市公園の整備を行うとともに、地域に根ざした公園づくりや公園環境の充実を図るため、町民参加による公園・緑地の維持管理活動を推進します。

＜主な取組＞ ①公園設備の整備と公園環境の充実
②町民参加による公園の維持・管理の推進

（３）空き家対策の推進

町民生活に危険や悪影響を及ぼすことが懸念される空き家の所有者に対し、適切な管理を促進するとともに、住宅ストックとしての空き家の利活用に努めます。

＜主な取組＞ ①空き家対策事業の充実 ②空き家対策計画の策定
③空き家バンク制度の充実

（４）景観形成・保全の推進

自然景観、まちなみ景観を良好に保ち快適な住環境を確保するため、景観形成・保全の取組を推進します。

＜主な取組＞ ①景観行政団体移行の推進

（※）景観行政団体

景観法第 7 条に定義される地方公共団体のこと。景観行政団体は、景観計画の策定・変更、景観計画に基づく行為の規制、景観協議会の設立・運営などを行います。

基本的施策 8 道路整備の推進

現状と課題

本町は、国道 10 号と国道 213 号を軸とし、県道日出真那井杵築線、速見インターチェンジへのアクセス道路となる県道日出山香線によって、道路ネットワークが形成されています。これらの道路は、国道 10 号の 4 車線化や東九州自動車道の開通などに伴い、利用交通量が増加傾向であり、今後更に円滑な道路環境を形成するためには早急な道路整備が求められています。

都市計画街路については、長期未着手の路線もあり、その見直しなど、市街地整備と一体となった整備を進める必要があります。また、町道などの生活道路については、道路の改良や歩車道の分離を進めるとともに、歩車共存を基本として総合的に整備を進める必要があります。

幹線道路の整備にあたっては、自転車道の併設を積極的に行うことにより、自動車に頼らない生活様式を普及促進するとともに、周辺の住環境や自然環境に十分配慮した道路環境を形成することが期待されています。

□ 町道整備の状況

	H20	H22	H24	H26	H27
路線数（箇所）	575	579	594	597	605
実延長（m）	326,127	327,218	332,941	333,416	335,770
歩道など設置率（％）	8.0	8.3	8.2	8.5	8.9
改良率（％）	57.6	58.6	61.4	62.1	62.7
舗装率（％）	94.7	94.9	95.2	95.3	95.3

（「日出町都市建設課調」）

基本方針

町民生活や産業活動など様々な社会活動を支える基盤である道路の整備を推進し、市街地や集落を結ぶ道路ネットワークの形成、まちのたたずまいを形づくる都市空間の形成を図るとともに、国道 213 号、県道といった幹線・広域道路の整備を促進します。

都市計画街路・町道などの生活道路については、長期未着手の計画の見直しを行うなど、適正な道路ネットワークの形成を図るとともに、道路ストック^(※)の維持・管理、損傷個所の早期発見及び迅速な修補に努め、利用者の利便性の確保を図ります。

歩車共存を基本に生活道路などの整備を進めるとともに、ユニバーサルデザイン化、交通安全施設、緑化など人にやさしい道路環境の整備を推進します。

(※) 道路ストック

これまでに整備を行ってきた橋梁・トンネル・法面など道路構造物のこと。

目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
町道歩道など設置率（％）	11.7（H27）	12.0（H32）	12.5（H37）
町道改良率（％）	62.7（H27）	65.0（H32）	70.0（H37）
都市計画道路友田竹光線（川崎工区）の整備率（％）	0（H27）	50.0（H32）	100（H37）
長期未着手道路の削減（路線）	5（H27）	4（H32）	3（H37）

施策の内容＜主な取組＞

（１）広域幹線道路の整備

円滑な道路ネットワークの形成と歩車共存環境を整備するため、国道 213 号の歩道などの整備を促進します。また、隣接市とも連携し、県道の改良及び町道の県道への格上げによる整備を促進します。

＜主な取組＞

- ①国道 213 号の整備促進
- ②県道の整備促進
- ③町道の県道格上げによる整備

（２）都市計画街路・町道などの整備

交通渋滞の緩和や良好な都市環境を確保するために必要な都市計画街路は、計画の見直しを含め長期的な視野に立って計画的に整備します。

＜主な取組＞

- ①友田竹光線道路改良事業の促進
- ②整備中路線の早期完成

（３）人にやさしい道路環境の整備

ユニバーサルデザインに配慮し、安全性、利便性及び経済性を考慮した総合的な道路環境整備を基本に、歩行者や自転車利用者を優先した生活道路の整備や歩道の整備を促進します。

＜主な取組＞

- ①地域の実情に合った道路整備
- ②1.5 車線の道路整備^(※)の活用

（４）道路ストックの点検による適正な維持管理

老朽化が進む道路ストックについて、定期点検を実施し、危険性の有無の判定や今後の維持修繕計画の策定を進めていきます。

＜主な取組＞

- ①道路ストックの定期点検の実施
- ②維持修繕計画の策定促進

(※) 1.5 車線の道路整備

比較的交通量の少ない地域において、全線 2 車線改良にこだわらず、普通車両がすれ違える幅を一定区間確保するために拡幅整備を行う 1 車線改良や急カーブの改良、待避所の設置などを効果的な組み合わせによる、地域の実情に合った道路整備のこと。

基本的施策 9 公共交通の利便性の向上

現状と課題

高齢化の進行などに伴い、自動車を運転できない交通弱者は更に増加し、町民の移動手段を確保するための公共交通の必要性は、一層高まるものと予想されます。

鉄道に関しては、暘谷駅の再整備、豊後豊岡・日出両駅の無人化・簡易委託など、駅環境は変化していますが、かねてから要望している日豊本線日出～杵築間の複線化及び特急列車の町内駅停車などは実現に至っておらず、各駅の利用者数は、数年来ほぼ横ばいの状態が続いています。

平成 24 年に運行を開始した町コミュニティバス及び同年に路線や運行形態の見直しを行った国東観光 200 円バスは、高齢者をはじめ町民の移動手段として、更なる充実が望まれているとともに、利用者増加のための利用促進の取組が必要となります。

鉄道やバスなどの公共交通機関は貴重な移動手段でありながら、利用者の減少による収益性の悪化が路線・便数の縮小や事業の撤退という悪循環を起しかねない状況にあります。各種公共交通の路線や便数を維持し、町民の利便性を確保するためには、公共交通の利用促進を図る必要があります。また、利便性の更なる向上のためには、道路と交通を一体的に考えた陸上交通ネットワークの形成が求められます。

□ 鉄道町内各駅乗客人員（単位：人）

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
大 神 駅	154,870	145,315	152,564	170,496	180,307
日 出 駅	199,160	204,147	205,639	204,426	206,311
暘 谷 駅	288,695	282,394	281,996	289,656	291,190
豊後豊岡駅	153,189	157,278	158,093	159,121	156,119
計	795,914	789,134	798,292	823,699	833,927

（「大分県統計年鑑」）

□ 地域内フィーダー系統^{（※）}利用者実績（単位：人）

年 度	H24	H25	H26	H27
総 数	5,152	9,610	10,693	12,387
うち町コミバス ^{（注）}	1,755	3,422	4,189	5,418

（注）町コミバスは、H24 は 6 か月のみ、H26. 10 月からは週 2 便で運行

（「日出町政策推進課調」）

（※）地域内フィーダー系統

バス停、駅などにおいて、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線などと接続する「支線」として運行している地域公共交通のこと。本町では、日出町コミュニティバス及び国東観光 200 円バスのことを指します。

基本方針

日豊本線日出～杵築間の複線化と町内駅への特急停車の実現に向けた取組及び鉄道の利用促進事業を関係機関と連携して推進します。

利用者ニーズの把握とその反映に努め、地域内フィーダー系統の運行内容の充実を図るとともに、利用者の増加に向けて取り組みます。また、民間路線バスの路線・便数を維持するため、運行事業者と連携して、運行内容の充実・利用者の増加を図ります。

道路及び交通を一体的にとらえた道路・交通ネットワークの形成及びそのネットワークに必要な交通結節点整備（ハブ化）を検討します。

目標指標

項目	現状	中間目標	最終目標
鉄道駅乗客数（人）	833,927 (H26)	850,000 (H32)	875,000 (H37)
地域内フィーダー系統利用者数（人）	12,387 (H27)	12,750 (H32)	13,000 (H37)

施策の内容＜主な取組＞

（１）陸上交通網の充実

日豊本線日出～杵築間の複線化の早期実現及び町内駅への特急停車に関して引き続き要望活動を行います。また、公共交通運行事業者との連携により、利用者ニーズに合った陸上交通網を充実させ、町民の移動手段の確保に努めます。

＜主な取組＞

①日豊本線高速・複線化要望活動 ②利用者アンケートの実施及び利用者ニーズを反映した運行内容の充実

（２）公共交通機関の利用促進

横ばいまたは減少傾向にある公共交通機関利用者の増加を図るため、利用促進活動・事業を運行事業者や関係機関と連携して推進します。

＜主な取組＞

①総合時刻表や交通マップの作成・配布など利用促進事業
②関係機関との連携強化

（３）道路・交通ネットワーク形成の促進

国道 10 号、国道 213 号や整備した暁谷駅などを主たる結節点として、町内全域・町外とのアクセスについて道路と交通を一体的に考えたネットワークの形成を促進します。

＜主な取組＞

①道路・交通ネットワーク計画及び交通結節点整備（ハブ化）の検討

基本的政策

VI 人のつながりを大切にする まちをつくる 【人権・協働】

基本的施策 1 人権を尊重する社会づくり

現状と課題

「人権」は、全ての人がある個人としての生存と自由を確保し、幸福で健康的な生活を営むために与えられた権利です。

これまで「日出町人権教育・啓発基本計画」に沿って人権課題の解決のために、偏見・差別のない、だれもが安心して暮らすことができるまちづくりを推進し、さまざまな人権教育や啓発活動を実施してきました。しかしながら、今日に至っても同和問題・女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人などに対する人権侵害や社会的弱者と呼ばれる人たちへの差別が存在しています。

また、近年、社会情勢の急激な変化や国際化、高齢化、情報化などを背景として、DV（ドメスティックバイオレンス）や子どもの虐待、インターネットへの書き込みによる人権侵害、LGBTをはじめとする性的マイノリティー者へ対する偏見や差別など新たな人権問題も発生しています。このような課題や価値観が多様化する社会においては、一層重層的かつ効果的な取組が求められるとともに、地域の実情に即した施策の展開が必要です。

人権尊重社会の実現・人権擁護意識の醸成のためには、人権の本質や重要性を学ぶ機会として、全ての世代において、人権教育の場が必要となります。また、教育・啓発を効果的に進めるには、一人ひとりが人権問題を正しく理解し、自分自身の問題として受け止めることが重要です。

そのためにも、職場や学校、地域や家庭などあらゆる機会において人権教育・啓発を推進し、住民意識の高揚を図るとともに人権問題の解消のため、住民、行政、事業者などが一体となった取組を進めることが重要です。

基本方針

住民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現のために、あらゆる場における人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の高揚を図り、生活習慣として身に付けるとともに、実践意識のあふれる人権感覚豊かな社会の実現を目指します。また、人権尊重社会を確立するため、様々な差別の解消に向けた取組、特に社会制度・慣習に起因する差別については、住民の理解を高め、課題の解消に向け努力します。

基本的政策 VI 人のつながりを大切にするまちをつくる【人権・協働】

目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
人権が尊重されていると思う町民の割合（％）	76.8 (H27)	78.0 (H32)	80.0 (H37)
人権に関する講演会や研修などに参加したことがある町民の割合（％）	75.5 (H27)	78.0 (H32)	80.0 (H37)
広報誌などで人権や同和問題についての記事を読んだことがある町民の割合（％）	78.1 (H27)	82.0 (H32)	85.0 (H37)

（日出町人権教育・啓発基本計画に基づく町民アンケートにより算出）

施策の内容＜主な取組＞

（１）人権施策の総合的推進

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など幅広い人権問題についての課題解消をめざし、人権問題への理解と認識を総合的かつ分野ごとに深める教育及び啓発を推進し人権意識の涵養をはかります。また、人権に関する相談体制の充実、強化に取り組みます。

＜主な取組＞

- ①日出町人権教育・啓発基本計画の確実な推進
- ②相談・支援・救済体制の充実
- ③様々な分野における人権行政の推進

（２）人権教育・啓発の推進

地域、学校、社会教育、企業などあらゆる場所・場面での人権教育を促進し、人権意識の高揚・人権尊重社会の基礎づくりを推進します。また、町民の人権教育活動を支え、助言・指導できる人材の育成に努めます。

＜主な取組＞

- ①人権教育・学習機会の提供
- ②普及・啓発による人権意識の高揚
- ③指導者の育成

（３）協働による施策の推進

国や県、関係団体との連携を強化するとともに、住民、行政、地域団体、事業者などと協働し一体となった施策の展開を図ります。また、誰でも目にする効果的な情報手段として広報誌やインターネットなどを有効活用し、住民意識の高揚をめざします。

＜主な取組＞

- ①人権擁護委員など、人権関係団体とのネットワーク体制の充実
- ②各種媒体を活用した意識啓発

基本的施策2 地域コミュニティの活性化

現状と課題

本町では、地域コミュニティ組織として自治会（区）が機能しており、行政と一体となってまちづくりの主役となっていますが、住民意識の多様化に伴い、自治会加入率は減少傾向にあります。その理由の一つとして、地域コミュニティ意識の希薄化が挙げられ、昨今は都市部に限らず、個人の価値観や生活形態の多様化などにより、昔ながらの「ご近所づきあい」という近隣住民同士のつながりが薄れてきていると言われています。

また、自治会加入率の減少、特に新規・若手の加入者の不在・減少は、地域コミュニティ活動の担い手・参加者の高齢化や減少につながり、地域活力の衰退を招く恐れがあります。特に、周縁部の自治会では、転入や転居による人口の増加が少ないため、高齢化が急速に進行しているところもあります。本町での小規模集落^(※)は、平成28年4月現在で2区（76区中）ですが、今後は高齢化の進行などに伴い増加することが予想され、このままでは、自治会活動だけでなく自治会そのものの維持が困難な状況が生まれかねません。

しかしながら、地域課題に関しては、行政だけでは解決し難いものもあり、特に、防災・防犯、福祉、健康の各分野は、日ごろから地域における稼働・実践が非常に重要なものとなります。そのなかで、地域コミュニティの拠点機能を果たすためには、地区公民館と連携した、ふれあいセンターの活性化が必要です。そのため、地区住民や地区公民館との連携の強化が求められます。

□ 町内地区別の高齢化・過疎化の状況

	高齢化率 (%)	人口増▲減 (人)	人口減少区① (区)	①の割合 (%)
町全体	28.2	▲103	51/76	67.1
南端地区	47.7	▲15	3/5	60.0
豊岡地区	28.5	23	13/22	59.1
日出地区	24.1	▲45	10/14	71.4
藤原地区	29.5	57	3/7	42.9
川崎地区	25.5	157	8/11	72.7
大神地区	33.1	▲280	14/17	82.4

高齢化率：平成28年3月末の住民基本台帳人口より算出

人口増減：平成23年3月末と平成28年3月末の住民基本台帳の比較

人口減少区：人口増減の項と同様の比較により人口が減少した区の数/区数を記載。

ただし、大神地区において当該期間内に1区減少しているため、便宜上、当該区の人口を近隣の区に含めて算出しています。

(※) 小規模集落

高齢化率（65歳以上の人口割合）が50%以上の自治区のこと。

基本的政策 VI 人のつながりを大切にするまちをつくる【人権・協働】

基本方針

地域の魅力やお宝を発見し、地域づくりに積極的に取り組む自治会を支援することで住みよいまちづくりに取り組むとともに、地域住民が自ら考え、実践していくコミュニティ活動を促し、行政と手を取り合って、住んで良かったと思えるまちづくりに取り組みます。

転入や転居の手続の際、区の役割や重要性を説明するなど、加入の促進を図ります。また、地域コミュニティの拠点として、ふれあいセンターの充実を図ります。

目標指標

項目	現状	中間目標	最終目標
自治会加入率（％）	78.8 (H27)	80.0 (H32)	85.0 (H37)

施策の内容＜主な取組＞

（１）地域コミュニティ活動の推進

地域コミュニティ活性化のための補助制度を充実させるとともに、自治会の育成に取り組みます。

＜主な取組＞

- ①まちづくり支援補助金
- ②地区支援員制度の活用
- ③区への加入促進

（２）地域コミュニティの維持に対する支援

高齢化や過疎化、地域活動の担い手不足に悩む地域コミュニティに対し、その活動の維持に対する支援を関係機関と連携して行います。

＜主な取組＞

- ①小規模集落対策事業
- ②里の暮らし事業
- ③区への加入促進

（３）ふれあいセンターの充実

地区公民館としての役割だけでなく、地域活性化の拠点となれる施設へと転換を図ります。

＜主な取組＞

- ①ふれあいセンターの見直し

基本的施策3 町民と協働のまちづくり

現状と課題

多様化・複雑化する町民ニーズに対応するためには、従来通りの前例踏襲型・画一的な行政手法ではなく、新しい行政手法を用いて「新しい公共サービス」を提供することにより「町民の満足度」を向上させることが町に求められています。

新しい公共サービスを創出し提供するために、平成24年3月に「日出町協働指針」を策定しました。「協働」とは、町民・町民団体・企業・行政といった多様な主体が共通する目的の実現や課題解決のために、それぞれの役割と責任を分担しながら、協力し合っていくことです。

地域コミュニティ、NPO法人、ボランティア団体などの活動は、活発になってきていますが、子育て、介護、防災・防犯といった多様化する地域課題の解決のためには、更なる活躍が期待されています。また、そのためには、それらの団体が活動しやすい環境や人的・財政的支援を行うことが求められています。

新しい公共サービスの創出・提供や地域課題の解決に向け、地域コミュニティやNPOなどとの目的や課題を共有するための情報発信、協働する事業の範囲や手法、また、これまでの協働の在り方や事業を検証し、協働型委託など新しい協働手法を取り入れる指針とするため、「日出町協働指針」の改訂に取り組みます。

□ 町民アンケート「町民と協働のまちづくり」について回答（単位：人、％）

回答区分	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	総数
回答数	25	83	468	54	12	642
回答割合	3.9	12.9	72.9	8.4	1.9	100.0
回答区分	重要	やや重要	普通	あまり重要でない	重要でない	総数
回答数	100	156	320	22	6	604
回答割合	16.6	25.8	53.0	3.6	1.0	100.0

（無回答は除く。）

基本方針

町民・地域活動を支える地域コミュニティ、NPO法人、各種ボランティア団体や企業との協働と、それらの団体の活動促進に必要な活動拠点をはじめとする環境整備や団体間ネットワークの構築を図るとともに、町民との意識の共有を図るための行政情報の発信の充実、町政への意見・提言の機会の拡大、会議や行事の参加しやすい日程・会場の設定など、町政への町民参画の促進に努めます。

「日出町協働指針」を改訂し、協働の在り方や行政の協働についての考え方の再認識と職員の協働に関する意識改革を進めるとともに、協働型委託事業や提案型協働事業など「新たな協働手法」の導入を検討します。

基本的政策 VI 人のつながりを大切にするまちをつくる【人権・協働】

目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
町民アンケートによる「町民と協働のまちづくり」の満足度「普通」以上の割合（％）	89.7 (H27)	95.4 以上 (H32)	100 (H37)
新しい協働手法による事業数（事業）	—（※）	累計 4 (H28～H32)	累計 10 (H33～H37)

（※）平成 27 年度は未実施。

施策の内容＜主な取組＞

（１）町民・地域活動の支援

各種団体の支援を行うとともに、それらの団体が活動しやすい環境整備や新たに取り組もうする際の育成・支援の充実を図ります。

＜主な取組＞

- ①活動拠点となる公共施設の環境整備
- ②協働に関する広報の充実

（２）町民参画機会の拡大

町政への町民の参画を促すため、まちづくりに関する情報発信を充実させ、また、アンケートや会議への参加を促進するための取組を図ります。

＜主な取組＞

- ①まちづくりに関する情報発信の充実
- ②アンケートやパブリックコメントなど意見聴取の実施
- ③町民参画機会の拡大

（３）協働の仕組みづくり

多様な主体と行政が協働でまちづくりを行う上で必要となる職員の意識改革を進めながら、各種事業が真に効果的なものとなるよう、新しい手法を取り入れることを進めます。

＜主な取組＞

- ①日出町協働指針の検証と改訂
- ②協働型委託事業など新しい協働手法の導入

基本的施策 4 多文化共生・自治体間交流の推進

現 状 と 課 題

人・もの・情報が世界規模で行き交うなか、経済活動のみならず町民生活においても国際化が進展しており、町民レベルでの国際交流の促進、国際感覚や広い視野を持って活躍できる人材の育成、外国の生活文化・習慣などを理解し尊重する多文化共生^(※)によるまちづくりなど、国際化に対応した「人づくり」・「まちづくり」が必要とされています。

本町在住の外国人は 103 人(平成 27 年国勢調査)で町人口の 0.37%のみですが、隣接する別府市の大学には多くの留学生が在学しており、外国人と接する機会も多くなっています。また、近年、国全体では、インバウンド観光の需要拡大により外国人観光客が増加しています。2019 年のラグビーワールドカップ、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、外国人観光客が更に増加すると予想されています。そういったなか、本町に在住または来訪する外国人への生活、観光、災害時などの情報発信・伝達方法の創出などが求められています。

自治体間においては、廃棄物処理など広域による行政事務の共同処理については以前からも行ってきましたが、それらは行政事務の範囲のみのもので、住民活動の活性化に資する町民レベルでの都市間交流についても、今後必要があると考えられます。

平成 27 年 11 月、東日本大震災後の支援を機に交流を深めた宮城県亘理町との友好都市協定を締結しました。この友好都市協定は、単に行政間のものだけでなく、住民同士の交流などを進めていくためのものとなっています。今後は、亘理町との自治体間・住民間の交流を更に深めるほか、その他の自治体とも何らかの接点・類似点などを基に友好都市協定の提携について検討する必要があります。

□ 日出町に居住する外国人人口の推移(単位:人、%)

年 度	H7	H12	H17	H22	H27
町人口	24,433	26,142	27,640	28,221	28,058
うち外国人人口	48	72	89	184	103
割 合	0.20	0.28	0.32	0.65	0.37

(各年 10 月 1 日。「国勢調査」)

(※) 多文化共生

「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(平成 18 年 3 月総務省)において、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されています。

基本的政策 VI 人のつながりを大切にするまちをつくる【人権・協働】

基本方針

学校教育、社会教育を通じた多文化共生についての学習機会や外国人と直接触れ合うことのできる機会の創出に努めるとともに、町民レベルで国際交流・多文化共生活動を行う団体の支援を図ります。

本町に居住する、または、来訪する外国人が快適かつ安心して生活・活動できるよう、主要な公共施設、道路、観光資源などにおける外国語表記の看板・案内板などの設置に努めるとともに、生活・観光・災害など行政情報の発信・情報伝達の方法の充実を図ります。

友好都市である巨理町との町民交流を深める取組を推進します。また、町民レベルでの友好交流により町民活動の活性化を図るために、国内外を問わず友好交流の構築を推進します。

目標指標

項目	現状	中間目標	最終目標
ホームステイ受入家庭（家庭）	—（※） （H27）	15 （H32）	20 （H37）
民間団体による交流事業数（件）	—（※） （H27）	累計 5 （H28～H32）	累計 5 （H33～H37）

（※）平成 27 年度は未実施。

施策の内容＜主な取組＞

（１）多文化共生のまちづくりの推進

社会教育における人権・国際理解教育や町民による国際交流活動の支援を推進し、町民の多文化共生意識の醸成を図るとともに、情報発信・情報伝達や Wi-Fi などの環境整備に努め、外国人が生活しやすい、来訪しやすいまちづくりを進めます。

＜主な取組＞

- ①人権・国際理解教育に関する講座・イベントの開催
- ②国際交流に関する町民活動の支援
- ③公共施設・観光施設などの看板・案内板表記の外国語化
- ④外国人への情報提供・伝達方法の充実

（２）友好交流の推進

友好都市である巨理町との交流事業、両町の町民同士の交流の促進を図ります。また、国内外を問わず新たな友好交流の構築を推進します。

＜主な取組＞

- ①巨理町との交流事業の推進
- ②新たな友好交流の構築

基本的施策5 男女共同参画社会の確立

現状と課題

平成28年度から平成37年度までの第2次日出町男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会実現のための施策に全庁で取り組んでいます。

高齢化や過疎化の進展のほか、単身世帯の増加といった社会経済情勢の変化に対応するためには、地域や企業においても今まで以上に男女の区別なく能力を発揮する機会が求められています。そのため、地域や企業での方針決定の段階から女性の意見も取り入れられるよう、町民や地域、事業所に対して周知を行い、女性の登用について理解を促すことが必要です。

日出町女性団体連絡協議会が結成され10年が経過しました。引き続き支援を行っていくとともに協働できる活動を検討していきます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、これまで以上に女性の活躍する場や女性が持つ力が必要な社会となっています。

基本方針

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、男女ともに責任を分かち合い、支え合う社会の実現を目指し、第2次日出町男女共同参画基本計画の推進に全庁をあげて取り組みます。

固定的性別役割分担意識を解消するために、町民の男女共同参画に関する認識と正しい理解を深め定着させるとともに、日出町女性団体連絡協議会の支援や新たな女性団体の育成に引き続き取り組みます。

目標指標

項目	現状	中間目標	最終目標
男女平等や男女共同参画をテーマにする話題に関心がある割合(%)	56.9 (H26)	80.0 (H31)	90.0 (H37)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合(%)	50.1 (H26)	65.0 (H31)	75.0 (H37)

(日出町男女共同参画基本計画策定のための町民アンケートにより算出)

基本的政策 VI 人のつながりを大切にするまちをつくる【人権・協働】

施策の内容＜主な取組＞

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

町民への啓発を行うことにより、男女共同参画社会の実現に関心を持ち、認識を深めてもらうことに努めます。

＜主な取組＞

- ①街頭啓発活動の実施
- ②研修会の開催

(2) 日出町女性団体連絡協議会の支援と女性団体の育成

女性団体連絡協議会を引き続き支援するとともに、新規加入団体の育成に努めます。

＜主な取組＞

- ①女性団体連絡協議会の支援
- ②新たなる女性団体の育成

(3) 第2次日出町男女共同参画基本計画の推進

基本計画の進行管理を適切に行い、各課において着実に実施されるよう調整を行っています。

＜主な取組＞

- ①計画の進行管理の実施

基本的政策

Ⅶ 生活に役立ち信頼される 行政をつくる 【行財政運営】

基本的施策 1 効率的・効果的な行政運営の推進

現状と課題

本町は、これまで行財政改革プランに基づき、行政組織や事務の見直し、職員の意識改革などを行ってきましたが、今後の行政運営には、更なる効率的運営、専門性、透明性などが求められており、全職員が常に目標と目的・問題意識を持ち、事務事業の不断の見直しを進める体制を整備・運用していくことが必要です。

町民の利便性やサービスの向上、事務の効率化のためには、各種行政手続・行政サービスにおける電子化・オンライン化、公共施設における情報化、ICTを利活用した事業などを推進する必要があります。この情報化の推進にあたっては、増加する情報資産の安全かつ適正な管理と取り扱いが求められます。

事務事業の見直しや効率化を図るうえで、民間活力の利活用・導入は欠かせないものであり、PPP^(※1)や指定管理者など施設や事業に即した手法により、民間事業者の有する専門的な知識・ノウハウの活用を図ることが求められています。

本町の公共施設の多くは老朽化が進んでいます。今後厳しい財政状況が続くことが予想されるなかで、地域の実情や利用者の意向を十分に踏まえながら、将来にわたり安全・安心な公共施設サービスを持続的に提供できるよう、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進める必要があります。

行政経営の基本は、「住民サービス」です。全ての町民から信頼される行政をめざし、親しまれる行政窓口として適切な対応を心がけるとともに、窓口のワンストップ化など使いやすい「役場」への改善を図らなければなりません。

基本方針

事務事業の継続的な見直しにより、効率的・効果的な事務事業の推進を図りながら、各部署において目標を設定したうえで果たすべき役割を認識するとともに、全職員が常に問題意識をもって事務事業に携わる組織づくりを進めます。

行政手続などのオンライン化や公共施設における情報設備の整備を推進するとともに、各種行政事務における情報資産の管理・取り扱いを適正に行うため、情報セキュリティ^(※2)の向上に努めます。

民間活力の活用・導入を推進し、専門的な知識・技術を活用した事務事業の効率化、行政サービスの向上、行政コストの効率化を図るとともに公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点から、施設の更新・統廃合・長寿命化を行うことにより、公共施設などの最適な配置、財政負担の軽減・平準化に努めます。

また、町民に親しまれる町役場づくりと町民ニーズを反映した行政サービスの提供に取り組みます。

(※1) PPP

Public-Private Partnership の略。官と民がパートナーを組んで事業を行う官民協力の形態。

(※2) 情報セキュリティ

情報漏えいや改ざんなどを防止し、または、外部からの脅威から保護しつつ、必要に応じて利用可能な状態を維持すること。

基本的政策Ⅶ 生活に役立ち信頼される行政をつくる【行財政運営】

目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
業務目標の設定と進行管理	速やかに全部署で実施する。		
公共施設の公衆 Wi-Fi 設置件数 (施設)	2 (H27)	5 (H31)	状況に応じて順次設置 する。(H31～)
情報セキュリティ職員研修の実 施	全職員を対象に毎年度必ず実施する。		

施策の内容<主な取組>

(1) 事務事業の改善による効率化の推進

事務事業評価や職員提案制度により継続的に事務事業の見直しを行うとともに、部署ごとに業務目標の設定とその進捗管理を行うことで、効率的かつ効果的な事務事業を推進します。

<主な取組>

- ①事務事業評価による見直し ②職員提案制度による事務改善
③業務目標の設定と進捗管理

(2) 情報化の推進と情報資産の安全措置

公共施設の情報施設の整備を図るとともに、業務・事業でのICTの活用を進めます。また、日出町情報セキュリティポリシー^(※)を徹底し、情報資産の取扱いや管理を安全かつ適正な方法により行います。

<主な取組>

- ①公共施設の情報施設の整備 ②手続・事務のオンライン化と
ICTを活用した事業の推進 ③情報セキュリティ研修の実施

(3) 民間活力の導入・活用

行政サービスの質の向上や事業の効率化が期待される民間活力の導入・活用を推進します。

<主な取組>

- ①公共施設などの指定管理者やPPP導入の検討

(4) 公共施設の適正管理

公共施設の維持・管理、長寿命化または更新を日出町公共施設等総合管理計画に基づき適正に行うとにより、財政負担の抑制に努めます。

<主な取組>

- ①公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の適正な管理

(※) 情報セキュリティポリシー

町が所有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、取りまとめたもの。組織全体の情報セキュリティに関する基本方針のこと。

基本的施策2 持続可能な財政運営の推進

現状と課題

本町では、第1次行財政改革プランを皮切りに、財政の健全化を図るための取組を行ってきました。その結果、平成27年度における本町の財政力指数^(※1)は、「0.53」と県内市町村では3番目に高い数値となっていますが、自主財源比率は34.3%にとどまっており、安定的な財政運営のためには町税など自主財源の更なる確保と新たな財源の創出に努める必要があります。また、財政の「余裕度」を表す経常収支比率^(※2)は、平成27年度決算において、90.7%と、財政構造の硬直化が進んでいるため、経常経費の抑制が求められています。

今後、厳しい財政状況が続くと予測されるなか、歳入の根幹である町税については、税負担の公平性を確保する点からも適正な賦課及び厳格な収納管理が必要であり、税外収入についても、使用料や手数料など受益者負担の適正化、保有資産の有効活用など、自主財源の確保に努める必要があります。

また、歳出については、その財源の多くを国や県からの収入（補助金・交付金など）に依存している状況を踏まえ、より一層効率的かつ効果的なものとしなければなりません。そのためには、将来を見据えた中長期的な視点と経営理念の下での「選択」と「集中」による持続可能な財政運営が求められるとともに、適正な事務及び会計処理が求められます。

基本方針

町税、使用料や手数料などは、負担の公平性の確保と受益者負担の原則の観点から課税客体の的確な捕捉と賦課の適正化を図るとともに、滞納処分の強化により収納率の向上に努めます。また、未利用資産の利活用や処分、国・県などの補助金・交付金の積極的な活用などにより新たな財源の確保と限りある財源の有効的な活用を図ります。

財政健全化とプライマリーバランス^(※3)のとれた持続可能な財政構造の構築のため、行財政改革に取り組む姿勢を常に意識し、事務事業の見直しや民間活力の導入・活用などにより事業の重点化と効率化に取り組みます。

(※1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のこと。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

(※2) 経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合のこと。

(※3) プライマリーバランス

基礎的財政収支。借入金を除いた税金などの正味の歳入と、借入金返済のための元利払いを除いた歳出の収支。収支が均衡していれば、財政が健全であることを示す。

基本的政策Ⅶ 生活に役立ち信頼される行政をつくる【行財政運営】

目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
収支不足額 ^(※) (千円)	▲200,269 (H27)	▲44,865 (H32)	▲44,865 (H37)
基金残高 (財政調整基金・減債基金) (千円)	1,787,083 (H27)	1,537,083 (H32)	1,537,083 (H37)
町税収納率 (%)	91.1 (H27)	95.0 (H32)	97.0 (H37)

(※)「収支不足額」のマイナス表示 (▲) は、黒字を表します。

施策の内容<主な取組>

(1) 健全な財政運営の確立

中期財政計画のもと、限られた財源の効率的な活用に努め、財政運営の健全化を図るとともに、将来の負担が過度にならないよう、プライマリーバランスを考慮した計画的な町債の発行・活用に努めます。

<主な取組>

- ①中期財政計画のローリング
- ②公共施設等総合管理計画の活用

(2) 財源の適正な確保

適正な賦課に基づく厳格な収納管理を行い、税負担の公平性の確保と町税収納率の向上を図るとともに、使用料や手数料、広告掲載料など既存の財源の適正な確保、未利用公有施設の利活用や処分、国・県及び各種団体などの補助制度の積極的な活用などにより、新たな財源の確保に努めます。

<主な取組>

- ①収納率向上対策会議による取組及び県との連携による町税徴収の強化
- ②使用料などの見直しと各種補助制度の積極的活用による財源の確保
- ③未利用公有施設の利活用・処分などによる自主財源の確保

(3) 適正な事務の執行

予算の効率的な執行を念頭に置き、法令順守 (コンプライアンス) の徹底はもとより、事業実施に係る入札、契約、検査までの一連の事務及び会計処理の適正な執行を引き続き行います。

<主な取組>

- ①法令順守の徹底 ②入札・契約業務の適正な執行
- ③会計処理の適正な執行

(4) 効率的な行政運営とあわせた財務規律の維持

行政運営の効率化を進め、「既存事業の見直しによる新規事業の財源確保」を基本とした予算編成により、基金に依存しない安定的な財政運営を目指します。

<主な取組>

- ①効率的な行政運営の推進とあわせた歳出抑制効果の導出
- ②適正な見積りによる予算化 ③事務事業評価の活用

基本的施策3 広報広聴の充実

現状と課題

広報については、毎月発行する「広報ひじ」をはじめ、ホームページやフェイスブックなどを活用し、町政に関するさまざまな情報を発信しています。また、内容についても、見やすい・わかりやすい紙面・情報となるよう努めています。

高度情報化社会の進展とともに、インターネットの普及率は増加しました。インターネットの利点である広範囲、即時性・随時性を最大限に生かし、多くの行政情報を速やかに、わかりやすく情報発信できるようにする必要がある一方で、高齢化が進む本町での情報提供媒体は、依然として広報誌やチラシが主流であると考えられるため、電子・紙双方の媒体での情報発信の充実に努める必要があります。

情報発信については、健康・福祉・防災など町内向け生活関連の行政情報だけでなく、観光やイベント情報、移住者向け定住情報など町外・県外に向けたものについても充実が求められています。

広聴については、「移動町長室」、「町政ふれあい講座」、「町政提案箱」、「何でも相談室」、「インターネットによる受付」、「パブリックコメントの実施」など場所や機会を充実させることで、広聴活動の充実を図ってきました。

しかしながら、町民アンケートでは、情報発信が不十分、広報・広聴の取組が更に必要との意見も多いことから、協働のまちづくりを進めるうえでの広報・広聴の充実と日出町を広く周知するための情報発信が必要となります。

□ 町民アンケート「広報・広聴体制の充実」について現在の満足度の回答

(単位：人、%)

回答区分	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	総数
回答数	24	51	476	63	21	635
回答割合	3.8	8.0	75.0	9.9	3.3	100

(無回答は除く。)

基本方針

見やすく、わかりやすい広報紙及びホームページなどの作成に努めるとともに、紙媒体・電子媒体それぞれが持つ優位性を生かした情報発信を推進します。

また、ホームページやフェイスブックなどを通じ、町内だけでなく町外・県外への情報提供の充実と、町民からの情報提供ができる環境づくりの研究・検討を進めるとともに、関係機関や報道機関の情報媒体の積極的な活用を図ります。

幅広く町民の意見聴取を行うことでそのニーズを把握するため、広聴活動の充実を図ります。また、多種多様な課題についての相談に対応できるよう、相談業務体制の充実を図ります。

基本的政策Ⅶ 生活に役立ち信頼される行政をつくる【行財政運営】

目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
町民アンケートによる広報・広聴の満足度の「普通」以上の割合（％）	86.8 (H27)	90.0 (H32)	90.0 (H37)

施策の内容<主な取組>

(1) 広報誌・ホームページの充実

見やすくわかりやすい広報誌や行事・イベントなどチラシの作成・配布による紙媒体の情報発信の充実と、ホームページやフェイスブックなど、電子媒体による情報発信の充実に取り組みます。

<主な取組>

- ①見やすくわかりやすい紙面づくり
- ②各種電子媒体による広報活動の推進
- ③紙媒体、電子媒体の相互活用による情報発信の充実

(2) 他の機関の媒体の積極的な活用

町内・外への情報発信のため、イベントや町の取組などを関係機関、報道機関へ積極的に情報提供することで、その機関の持つ媒体の掲載記事になる機会の拡大を図ります。

<主な取組>

- ①報道機関への積極的な情報提供及び情報共有
- ②町の情報発信媒体を活用したイベントの告知

(3) 広聴・相談機能の充実

町民・地域の意見を施策に反映させるため、「移動町長室」や「町政提案箱」など広聴の場・機会を充実し、要望やニーズの把握に努めるとともに、「何でも相談室」や「ホームページによる受付」など相談業務・体制の充実を図ります。

<主な取組>

- ①移動町長室の実施など広聴の場・機会の確保
- ②課を横断した相談体制の構築など、何でも相談室の充実
- ③電子媒体を活用した広聴活動の実施

基本的施策 4 広域連携、多様な主体との連携の推進

現状と課題

これまで、本町では、地方自治法に基づく事務の共同処理として、廃棄物処理、し尿処理、消防業務などを一部事務組合などにより広域的に行うとともに、観光振興など個別の施策については、必要に応じて広域的に展開することで、事務・事業の効率化と事業効果の向上を図ってきました。

しかしながら、多種・多様化する政策課題を解決し、良質な住民サービスの提供に資するためには、より多くの行政分野での更なる広域的な対応や自治体間連携が求められています。

そのようななか、国は新たな広域連携として定住自立圏構想や中枢都市連携といった広域・自治体間連携を推進し、多様化する地域課題の解決やスケールメリットによる行政の効率化、公共サービスの向上のための取組を促進しています。

本町においても、平成 28 年 3 月に「大分都市広域圏連携中枢都市圏形成協定」を大分市と締結し、本町と同様に大分市と協定を締結した、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市の 7 市 1 町で圏域全体の発展・活性化を共に図っていくこととしました。

多様化する行政課題へ対応し、また、共同処理により行政運営の効率化を図るためには、今後、広域的連携を強化し拡充する必要があります。

また、多様化する地域課題に対処するためには、自治体間連携だけでなく、高校・大学などの学術機関、金融機関、NPO 団体、企業など多様な主体と連携し、各々の得意分野を生かした事業に取り組む必要があります。

□ 自治法の規定による広域連携（抜粋）

大分県消防補償等組合	別杵速見地域広域市町村圏事務組合
杵築速見環境浄化組合	杵築速見消防組合
大分県後期高齢者医療広域連合	大分県交通災害共済組合
大分都市広域圏連携中枢都市圏形成連携	住民票など証明書の交付（相互委託）

□ その他の広域連携（協定締結・実行委員会など）（抜粋）

豊の国千年ロマン観光圏	キリシタン南蛮文化交流
日本風景街道（シーニックバイウェイ）	国東半島宇佐地域世界農業遺産
オラショ巡礼の道	六郷満山開山 1300 年誘客キャンペーン

□ 行政団体以外との主な包括的連携協定（締結日順）

学術機関	立命館アジア太平洋大学、大分大学、別府大学、別府溝部学園短期大学
金融機関	大分県信用組合、(株)大分銀行、(株)豊和銀行、大分みらい信用金庫

基本的政策Ⅶ 生活に役立ち信頼される行政をつくる【行財政運営】

基本方針

一部事務組合や広域連合などの団体運営において、それぞれの構成市との連携を密にするとともに、「観光」「医療」「保育」など、各施策分野において連携する広域事業が効果的なものとなるよう、それぞれの取組に積極的に参加します。

大分都市広域圏連携中枢都市圏形成協定に基づく大分市との相互の、あるいは他の大分都市圏構成市を含む広域的な連携による事業で、圏域全体の活性化を図ります。

多様化する地域課題の解決や公共サービスの質の向上を図るため、既存の枠組での連携による事業を充実させるほか、必要に応じた新たな枠組での自治体間連携や多様な主体との連携による事業・取組を検討します。

目標指標

項目	現状	中間目標	最終目標
既存の広域連携による新規事業創出数（事業）	—	12 (H28～H32)	20 (H33～H37)
新たな枠組による広域連携 多様な主体との新規連携事業	速やかに検討し、新たな連携及び効果的な事業を講じる。		

（※）平成 28 年度以降の事業を対象とする。

施策の内容＜主な取組＞

（１）自治体間連携の推進

住民サービスの向上と効果的・効率的な行財政運営を目指し、既存の自治体間連携による取組の充実化を図るとともに、政策課題の解決に向けた新たな自治体間連携による取組を推進します。

＜主な取組＞	①広域連携事業の推進と参画 ②新たな広域連携の構築と事業の創設
--------	------------------------------------

（２）多様な主体との連携の推進

大学などの学術機関、金融機関などの民間企業、NPO法人やボランティア団体といった多様な主体との連携による事業・取組の創出を目指します。

＜主な取組＞	①大学との連携 ②金融機関との連携 ③その他の企業や団体との連携
--------	-------------------------------------

基本的施策5 適正な組織の構築と人材の育成・確保

現状と課題

地方分権の進展や社会生活の多様化などに伴い、町の行政範囲や権限・責任が拡大するなか、質の高い行政サービスを提供するために、社会情勢の変化や多様化する地域課題への迅速かつ柔軟に対応できる組織・体制と職員の能力の向上が求められています。

平成17年度からの「行財政改革プラン」における組織や事務事業の見直し、早期退職者の募集・勧奨、新規採用の抑制などにより職員数の削減・抑制を行いましたが、国・県から町へ権限委譲が進み、本町が担う事務、権限や種類、量ともに増加しているなか、団塊の世代退職後の職員の年齢構成や国全体での若い世代・子どもの減少の進行を考えた場合、行政サービスを更に充実したものとするためには、次代を担う人材の確保と育成が必要となります。

平成28年4月からスタートした人事評価制度を通して、評価結果を本人へフィードバックすることによって、職員の能力開発、人材育成、組織の活性化に役立てることが重要であり、それが行政サービスの充実につながっていくことが求められています。

□ 職員研修の状況（単位：人）

研修種別	研修名	受講者延人数		
		H25	H26	H27
外部派遣研修	外部団体が主催する研修（階層別研修、行政実務研修、職務能力向上研修、指導者養成研修など）	127	103	119
独自研修	町が独自に実施する庁内研修（階層別研修、人権研修、派遣（民間を含む。）研修など）	749	534	1201
支援研修	行政実務のスキルアップのための研修や講座を職員の自主的な受講に対する支援（通信講座）	1	9	2

基本方針

社会情勢の変化や多様化する地域課題に対応し、質の高い行政サービスが提供できるよう組織・体制づくりを目指すとともに、複数の行政分野にまたがる課題に柔軟に対応できるよう庁内の横断的な取組を進めます。

実効性のある職員研修の実施や人事評価制度の確立などにより、町民から求められる能力と行動力のある職員の育成に努めます。さらに、派遣研修（職場外研修）により、将来の町を担う人材の育成に積極的に努めます。

施策の重要度・緊急度や事務量などと職員の適性を総合的に勘案し適材適所な人員配置を行います。

今後就職期を迎える世代が減少しているなか、行政機能に支障をきたすことがないように再任用職員も含めた計画的な職員採用・定数管理を進めます。

目標型人事評価制度を通して、職員全体の士気高揚を促すとともに、個々のやる気・

基本的政策Ⅶ 生活に役立ち信頼される行政をつくる【行財政運営】

動機づけを増進し、職員の人材育成や組織の活性化を図ります。

目 標 指 標

項 目	現 状	中間目標	最終目標
町民ニーズに対応する組織体制の見直し	国の施策などによる事務量の変化、地域課題の重要度・緊急度、町民ニーズの多寡などに応じ、随時見直しを行う。		
定員適正化計画の策定	早急に計画を策定する。		

施策の内容<主な取組>

(1) 適正な組織・体制づくり

町民のニーズを的確に把握し、適切に対応できる組織・体制を構築します。また、複数の行政分野にまたがる事案や重要課題に対応するための庁内の横断的な取組やプロジェクトチームの編成を推進します。

<主な取組>

- ①時代に即した機構改革の推進
- ②各課の連携推進
- ③プロジェクトチーム編成の推進

(2) 研修の充実と人材育成

研修を将来の町への投資と考え積極的に実施し、職員の意識改革や資質・能力向上を図り、これからの日出町の担い手となる人材の育成に努めていきます。

<主な取組>

- ①研修制度の充実
- ②自己啓発の推進
- ③派遣研修の推進

(3) 職員定数と人事管理

これから就職期を迎える若い世代や次の世代を担うこどもたちの数が減少しているなか、新規採用者不足や年齢構成の偏りが起こらないよう、計画的な定数管理を行います。また、再任用職員についても、これまで培ってきた知識、経験を踏まえた職場配置を進めます。

<主な取組>

- ①定員適正化計画の策定
- ②各課職員数の適正配置

(4) 適正な人事評価の実施

公平性と客観性を重視した人事評価制度を進め、職員自らの職務行動を振り返ることにより、効果的、主体的な能力開発につながるよう努めます。

<主な取組>

- ①評価者訓練（研修）
- ②評価基準などの適宜修正
- ③評価結果の活用

